

# 青少年愛護条例施行規則

(昭和38年3月31日兵庫県規則第23号)

(趣旨)

第1条 この規則は、青少年愛護条例(昭和38年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(有害興行に係る告示の内容)

第2条 条例第11条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項及び指定の理由を明示して行うものとする。

- (1) 有害興行の告示 指定する興行の種別及び題名又は内容
- (2) 知事が指定する団体の告示 指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地

(有害興行を行う場合の掲示)

第3条 条例第11条第5項の規定による掲示は、様式第1号によるものとする。

(指定によらない有害図書類の要件)

第3条の2 条例第12条第2項第1号に規定する規則で定める卑わいな姿態等を被写体とする写真又は描写する絵画は、次の各号のいずれかに該当する卑わいな姿態等を被写体とする写真又は描写する絵画(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)とする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの
  - ア 大たい部を開いた姿態
  - イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態
  - ウ 男女間の愛ぶの姿態
  - エ 自慰の姿態
  - オ 排せつの姿態
  - カ 緊縛の姿態
- (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
  - ア 性交又はこれを連想させる性行為
  - イ 同性間の性行為
  - ウ ごうかんその他のりょう辱行為
  - エ 変態性欲に基づく性行為

2 条例第12条第2項第1号に規定する規則で定める数は、20ページ(表紙を含む。以下同じ。)又は当該書籍、雑誌その他の刊行物のページの総数の5分の1に相当する数とする。

3 条例第12条第2項第2号に規定する規則で定める場面は、第1項各号に掲げる卑わいな姿態等を描写する場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)とする。

4 条例第12条第2項第2号に規定する規則で定める時間は、3分とする。

(指定によらない有害がん具類等の要件)

第3条の3 条例第12条第5項第1号に規定する規則で定める形状、構造又は機能は、次の各号のいずれかに該当する形状、構造又は機能とする。

- (1) 性器の形状又はこれに類似する形状
- (2) 性器を包み込み、性器若しくはこう門に挿入し、又は性器に装着する構造
- (3) 専ら変態性欲に基づく性交又はこれに類する性行為の用に供する機能

(有害図書類又は有害がん具類等に係る告示の内容)

第4条 条例第12条第7項の規定による告示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項及び指定の理由を明示して行うものとする。

- (1) 有害図書類の告示 指定する図書類の種別及び名称
- (2) 知事が指定する団体の告示 指定する団体の名称及び主たる事務所の所在地
- (3) 有害がん具類等の告示 指定するがん具類等の品名及び形状

(有害図書類の陳列の方法)

第4条の2 条例第12条の2第1項に規定する規則で定める方法は、次の各号のいずれかの措置を講じ、かつ、当該営業の場所の外から有害図書類を容易に見通すことのできない措置を講ずることとする。

- (1) 間仕切り等により仕切られ、かつ、他から容易に見通すことのできない場所を設け、当該場所に有害図書類をまとめて陳列すること。
- (2) 有害図書類以外の物品を陳列する棚その他の物の外周から60センチメートル以上離れた場所に設けられた棚に、有害図書類をまとめて陳列すること。
- (3) 有害図書類を陳列しようとする各棚板の前面と直交する鉛直面上に、当該棚板の前面から10センチメートル以上張り出して設けた透視できない材質及び構造の仕切り板と仕切り板との間に有害図書類をまとめて陳列すること。
- (4) 有害図書類を、床面から150センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列すること。
- (5) 前各号に掲げる方法により陳列することが困難な場合は、有害図書類を、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列すること。

(有害図書類を陳列する場合の掲示)

第4条の3 条例第12条の2第3項の規定による掲示は、様式第1号の2によるものとする。

(自動販売機による図書類又はがん具類等の販売の届出を必要としない場所)

第5条 条例第12条の3第1項に規定する規則で定める場所は、自動販売機により図書類又はがん具類等の販売をしようとする図書類等販売業者が経営する店舗及びその店頭とする。

(自動販売機による図書類又はがん具類等の販売の届出)

第6条 条例第12条の3第1項の規定による届出は、自販機図書類等販売開始届（様式第2号）により行わなければならない。

- 2 前項の届出書には同項の届出をしようとする者の住民票の写し（法人にあつては登記事項証明書）を添付しなければならない。ただし、当該者が県内に住所を有する個人であるときは、この限りでない。
- 3 条例第12条の3第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 収納する図書類又はがん具類等の種類
  - (2) 自動販売機管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - (3) 自動販売機の設置場所の提供者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - (4) 自動販売機の型式及び製造番号
  - (5) 販売開始年月日

- 4 条例第12条の3第2項の規定による届出は、自動販売機の使用の廃止に係るものにあつては自販機図書類等販売廃止届（様式第3号）、自販機図書類等販売開始届に記載した事項の変更に係るものにあつては自販機図書類等販売開始届出事項変更届（様式第4号）により行わなければならない。
- 5 第2項の規定は、第1項の届出をした者の氏名又は住所の変更に係る前項の届出を行う場合について準用する。

（自販機図書類等販売届出済票）

- 第7条 知事は、条例第12条の3第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による届出（同条第1項第1号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）をした者に対し、自販機図書類等販売届出済票（様式第5号）を交付するものとする。
- 2 自販機販売届出者は、前項の自販機図書類等販売届出済票を当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所にはり付けなければならない。

（青少年の利用に供される施設）

- 第7条の2 条例第12条の5第3項第7号に規定する規則で定める施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定により設置された児童相談所とする。

（適用が除外される自動販売機に講じられる措置）

- 第8条 条例第12条の6に規定する規則で定める措置は、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。
- (1) 常時青少年の立入りが禁じられている場所 青少年が当該場所に立ち入ることなく図書類又はがん具類等を購入することができない措置
  - (2) 前号以外の青少年立入禁止場所 青少年が当該場所に立ち入ることなく図書類又はがん具類等を購入することができない措置及び青少年の立入りが認められる時間内には図書類又はがん具類等の購入ができない措置

（指定遊技営業等の場所における掲示）

- 第9条 条例第15条第3項の規定による掲示は、様式第6号によるものとする。

（深夜遊技営業等の場所における掲示）

- 第9条の2 条例第15条の2第2項の規定による掲示は、様式第6号の2によるものとする。

（指定医薬品等の指定）

- 第10条 条例第22条第1項第6号の規定による指定は、指定する医薬品その他のものの種別又は含有成分及び指定の理由を明示して、告示により行うものとする。

（端末設備を公衆の利用に供する事業者が講ずべき措置の方法）

- 第11条 条例第24条の3第1項に規定する規則で定める方法は、次のとおりとする。
- (1) 端末設備の利用者の年齢を確認すること。ただし、フィルタリング・ソフト又はフィルタリング・サービスを利用することにより、すべての端末設備について、有害情報の閲覧を制限する措置を講ずる場合は、この限りでない。
  - (2) 青少年の利用に供する端末設備には、フィルタリング・ソフト又はフィルタリング・サービスを利用することにより有害情報の閲覧を制限する措置を講ずること。
  - (3) 端末設備を公衆の利用に供する営業又は事業の場所ごとに責任者を置くこと。

(フィルタリング・サービスを利用しない正当な理由)

第12条 条例第24条の4第1項に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労している場合において、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
  - (2) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
  - (3) 保護者が、電気通信事業者が提供するインターネットの利用状況に関する事項の閲覧を可能とする役務を利用すること等により、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が告示により指定する理由
- 2 知事は、前項第4号の規定による指定をしようとするときは、青少年愛護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。
- 3 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで同項の指定をしたときは、次の審議会に報告しなければならない。

(フィルタリング・サービス及びフィルタリング有効化措置を希望しない旨の申出書)

第13条 条例第24条の4第2項の書面は、様式第11号によるものとする。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項)

第14条 条例第24条の4第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、青少年が有害情報に接する機会が生ずること。
  - (2) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪に巻き込まれる事件が発生していること。
  - (3) 当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が提供するフィルタリング・サービス及びフィルタリング有効化措置の内容
  - (4) 保護者がフィルタリング・サービス及びフィルタリング有効化措置を希望しない旨の申出をする場合には、条例第24条の4第1項に規定する正当な理由が必要であること。
  - (5) 条例第24条の5第1項に規定する青少年のインターネットの利用に関する基準づくりの必要性
- 2 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、前項第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(立入調査証明書)

第15条 条例第28条第2項の証明書は、様式第12号によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(旧規則の廃止)

- 2 青少年愛護条例施行規則（昭和33年兵庫県規則第42号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定によりなされている掲示については、なお従前の様式によることができる。

附 則（昭和42年11月24日規則第66号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和42年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附 則（昭和47年4月25日規則第33号）

この規則は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則（平成2年3月28日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成2年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附 則（平成8年12月19日規則第88号）

（施行期日）

1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附 則（平成11年12月28日規則第89号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附 則（平成12年3月8日規則第9号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第36号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附 則（平成16年6月30日規則第59号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月3日規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第29号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。ただし、青少年愛護条例施行規則第11条の改正規定、同条を同規則第15条とし、同規則第10条の次に4条を加える改正規定、同規則様式第7号の改正規定（「第11条」を「第15条」に改める部分に限る。）及び同規則様式第6号の次に5様式を加える改正規定（様式第11号に係る部分に限る。）は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附 則 (平成 22 年 10 月 22 日規則第 44 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

附 則 (平成 24 年 7 月 6 日規則第 39 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。ただし、第 7 条及び第 11 条の規定は、平成 25 年 7 月 8 日から施行する。

附 則 (平成29年12月28日規則第47号)

(施行期日)

- 1 この規則は、青少年愛護条例の一部を改正する条例 (平成29年兵庫県条例第28号) 附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、附則第 3 項及び附則様式の規定は、平成30年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付している立入調査証明書については、なおその効力を有する。

- 3 青少年愛護条例の一部を改正する条例附則第 2 項後段において準用する青少年愛護条例 (昭和38年兵庫県条例第17号) 第28条第 2 項の証明書は、附則様式によるものとする。

附則様式

(表面)

No. _____	
立 入 調 査 証 明 書	
下記の者は、青少年愛護条例の一部を改正する条例 (平成29年兵庫県条例第28号) 附則第 2 項前段の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。	
写真 	記
	所 属
	職 名
	氏 名
	生年月日                      年    月    日
	発行年月日                    年    月    日
	兵 庫 県 知 事 

8.8 センチメートル

5.8  
センチメートル

(裏面)

青少年愛護条例の一部を改正する条例抜粋

附 則

(経過措置)

2 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、必要があると認めるときは、営業時間内において、次に掲げる場所に立ち入り、調査し、関係者に質問し、又は関係者から資料の提供を求めることができる。この場合においては、改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）第28条第2項から第4項までの規定を準用する。

(1) 改正後の条例第2条第9号に規定する店舗型有害役務営業に該当することとなる営業の場所

(2) 改正後の条例第2条第10号に規定する無店舗型有害役務営業に該当することとなる営業の事務所又は改正後の条例第17条第1項第8号に規定する受付所

青少年愛護条例抜粋

(立入調査)

第28条

2 前項の規定により同項各号に掲げる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、必要最少限度において行うべきであって、関係者の正常な業務を妨げてはならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。



様式第2号（第6条関係）

（表面）

自販機図書类等販売開始届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

..... ㊟

電話（ ） - 番

自動販売機の設置場所		
収納する図書類又はがん具類等の種類		
自動販売機の所有者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	電話番号	
自動販売機管理者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	電話番号	
自動販売機の設置場所の提供者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	電話番号	
自動販売機の型式及び製造番号		
販売開始年月日		年 月 日

(裏面)

自動販売機の設置場所付近の見取図	
※ 届 出 番 号	
備 考	

- 備考 1 自動販売機の設置場所付近の見取図の欄には、自動販売機の配置状況及び周囲200メートル以内の区域の略図を記入してください。所定の欄に記入することができないときは、別紙に記入の上、これを添付してください。
- 2 ※のある欄は、記入しないでください。
- 3 次の書類を添付してください。
- (1) 兵庫県内に住所を有しない個人にあつては、住民票の写し
  - (2) 法人にあつては、登記事項証明書

様式第3号 (第6条関係)

自販機図書類等販売廃止届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

Ⓜ

電話 ( ) - 番

販売開始届出年月日	年 月 日
届出番号	
自動販売機の設置場所	
販売廃止年月日	年 月 日
備考	

様式第4号（第6条関係）

（表面）

自販機図書類等販売開始届出事項変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

..... ㊟

電話（ ） - 番

販売開始届出年月日		年 月 日	
届出番号			
事項		変更前	変更後
自動販売機の設置場所			
収納する図書類又はがん具類等の種類			
自動販売機の所有者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
	電話番号		
自動販売機管理者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
	電話番号		
自動販売機の設置場所の提供者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
	電話番号		
自動販売機の型式及び製造番号			

(裏面)

自動販売機の設置場所付近の見取図	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
備考		

- 備考
- 1 変更に係る事項について、変更前及び変更後の内容を記入してください。
  - 2 届出者の氏名又は住所に変更があった場合には、変更後の内容が記載された次の書類を添付してください。
    - (1) 兵庫県内に住所を有しない個人にあつては、住民票の写し
    - (2) 法人にあつては、登記事項証明書
  - 3 自動販売機の設置場所付近の見取図の欄には、自動販売機の配置状況及び周囲200メートル以内の区域の略図を記入してください。所定の欄に記入することができないときは、別紙に記入の上、これを添付してください。

様式第5号（第7条関係）

自販機 図書類等 販売届出済票		
届 出 番 号		
届 出 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	電 話 番 号	
自動販売機 管理者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	電 話 番 号	
自動販売機の型式及び製造番号		

15センチメートル

10  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル

様式第6号（第9条関係）

当店は、青少年愛護条例により青少年を立ち入らせてはならない場所として指定されましたので、18歳未満の青少年の方の立入りは、堅くお断りいたします。

備考 この寸法は、おおむね縦28センチメートル、横40センチメートルとする。

様式第6号の2（第9条の2関係）

当店は、青少年愛護条例により深夜において青少年を立ち入らせてはならない場所に該当しますので、午後11時から翌日午前5時までの間は、18歳未満の青少年の方の入店を堅くお断りいたします。

備考 この寸法は、おおむね縦28センチメートル、横40センチメートルとする。

様式第7号から様式第10号まで 削除

様式第11号（第13条関係）

フィルタリング・サービス及びフィルタリング有効化措置を希望しない旨の申出書

年 月 日

様

申出者 住 所.....  
氏 名.....  
電 話（ ） - 番.....

私は、青少年愛護条例第24条の4第2項の規定により、下記の理由があるのでフィルタリング・サービス及びフィルタリング有効化措置を希望しない旨を申し出ます。

記

理由

様式第12号 (第15条関係)

(表面)

No. _____		
立 入 調 査 証 明 書		
下記の者は、青少年愛護条例第28条第1項の規定により、同項第 号から 第 号までに規定する場所の立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
写 真	記	
	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	発行年月日	年 月 日
	兵 庫 県 知 事	印

8.8 センチメートル

5.8  
センチメートル

(裏面)

## 青少年愛護条例抜粋

(立入調査)

第28条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業時間内において、次の各号に掲げる場所に立ち入り、調査し、関係者に質問し、又は関係者から資料の提供を求めることができる。

- (1) 有害興行を行う場所
  - (2) 有害図書類又は有害がん具類等を販売し、若しくは貸し付け、又は閲覧させ、若しくは視聴させることを業とする者の営業の場所
  - (3) 第13条の広告物を掲示している場所
  - (4) 質屋又は古物商の営業の場所
  - (5) 第15条第1項の規定により指定した遊技営業等の場所
  - (6) 第15条の2第1項に規定する遊技営業等の場所
  - (7) 端末設備を公衆の利用に供する事業者の営業又は事業の場所
  - (8) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業又は事業の場所
- 2 前項の規定により同項各号に掲げる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査は、必要最少限度において行うべきであって、関係者の正常な業務を妨げてはならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第30条

- 8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。
- (2) 第28条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対して虚偽の陳述をし、資料の提供を拒み、又は虚偽の資料を提供した者